

主任介護支援専門員研修の受講要件に関するQ&A

ここには、よくある質問を掲載しています。申込書類の掲載方法や掲載されていない事項については、研修実施団体へ直接お問合せください。

《目次》

1 概要

- Q 1 [受講対象者（受講要件）を教えてください。](#) … P 3
- Q 2 [「事前審査」とは何ですか？なぜ受講前に審査するのですか？](#) … P 4
- Q 3 [オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？](#) … P 4

2 受講要件の詳細

- (1) 受講要件①について
- Q 1 [「現に介護支援専門員として実務に従事している者」とは何ですか？](#) … P 5
- (2) 受講要件②について
- Q 1 [研修実施期間中に介護支援専門員証の有効期間が満了しますが、この研修を修了すれば主任介護支援専門員の資格を取得できますか？](#) … P 5
- Q 2 [この研修を修了すれば介護支援専門員証を更新できますか？](#) … P 6
- (3) 受講要件③について
- Q 1 [研修実施期間中に主任介護支援専門員資格の有効期間が満了するのですが、この研修を修了すれば更新できますか？](#) … P 6
- (4) 受講要件④について
- Q 1 [担当事例の提出方法や記載方法について教えてください。](#) … P 7
- Q 2 [「研修審査委員会」とは何ですか。](#) … P 7
- Q 3 [「自立支援に資するケアマネジメントが実践できている」と認める基準は何ですか。](#) … P 7
- Q 4 [提出事例が審査基準に達しなかったとして受講不許可になりました。居宅介護支援事業所の管理者になるため、主任介護支援専門員の資格が近日に必要です。どうしたらいいですか。](#) … P 7
- (5) 受講要件⑤について
- Q 1 [新たに専門研修課程Ⅰ・Ⅱか更新研修（実務経験者対象）を受講しなければいけませんか？](#) … P 8
- Q 2 [専門研修課程Ⅰ・Ⅱと更新研修（実務経験者対象）のどちらを受講するといいですか？](#) … P 9
- Q 3 [専門研修課程Ⅰ・Ⅱ又は更新研修（実務経験者対象）を修了する見込みがあれば、この研修を受講できますか？](#) … P 9
- Q 4 [専門（更新）研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか？](#) … P 9
- (6) 受講要件⑥（ア～エ 共通事項）について
- Q 1 [「専任」とは何ですか？](#) … P 9
- Q 2 [管理者として従事した期間は算定できますか？](#) … P 9
- Q 3 [地域包括支援センターに保健師や社会福祉士など、介護支援専門員以外の職名で配置された期間は算定できますか？](#) … P 10
- Q 4 [従事期間は、継続した期間でなければいけませんか？](#) … P 10
- Q 5 [介護支援専門員証が失効する前の従事期間は算定できますか？](#) … P 10
- Q 6 [閉鎖された事業所における実務経験はどうやって証明したらいいですか？](#) … P 10
- (7) 受講要件⑥イについて
- Q 1 [ケアマネジメントリーダー養成研修を受講したいです。](#) … P 11
- Q 2 [「認定ケアマネジャー」とは何ですか？](#) … P 11
- Q 3 [「認定ケアマネジャー」を更新していませんが、受講できますか？](#) … P 11
- (8) 受講要件⑥ウについて
- Q 1 [「主任介護支援専門員に準ずる者」とは何ですか？](#) … P 11
- (9) 受講要件⑥エについて
- Q 1 [「都道府県が適当と認めるもの」とは何ですか？](#) … P 11
- Q 2 [「都道府県が適当と認めるもの」であることは誰が証明するのですか？](#) … P 11
- 付録 「こんなときは、受講できないことがあります！」
- 事例 1 [提出した担当事例やその他申込書類に、申込者本人以外の個人情報に記載されている。](#) … P 12
- 事例 2 [提出した担当事例が様式3-3（自己点検表）記載の審査基準を満たしていない。](#) … P 12

- 事例3 [提出した担当事例が訪問型B・C又は通所型B・Cにおける事例である。](#) … P12
- 事例4 [申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。](#) … P12
- 事例5 [提出事例がモデルケースに基づいて作成されている（実際に担当した事例ではない）。
他者が作成したものを事例として提出している。](#) … P12

まずは、以下のフローチャートで、ご自身が主任介護支援専門員更新研修を受講できるか、確認してください。

[山形県ホームページトップ](#)>[健康・福祉・子育て](#)>[高齢者福祉](#)>[介護資格](#)
>[介護支援専門員\(ケアマネジャー\)の資格に関する手続きと研修について](#)
>[介護支援専門員の受講対象研修及び登録・証交付手続きフローチャート \(PDF\)](#)



1 概要

Q 1 受講対象者（受講要件）を教えてください。

A 1 受講対象者は、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員として、次の①から⑥のすべての受講要件に該当する者のうち、研修審査委員会による事前審査（受講資格があるかを判断する審査）で受講を許可された者になります。

《受講要件》

- ① 研修申込時点で、現に介護支援専門員として実務に従事している者。
- ② 研修修了時点まで、お持ちの介護支援専門員証が有効である者。
- ③ 次のア又はイのいずれかに該当する者。（※ 主任介護支援専門員の資格が有効な方は、受講対象外です。）
 - ア 過去に本研修を受講したことがない者。
 - イ 過去に本研修を受講したことがある者で、研修申込時点で、主任介護支援専門員の資格がすでに失効している者。
- ④ 研修申込時に提出された担当事例の内容を研修審査委員会において確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者。
- ⑤ 研修申込時点で、次のア又はイのいずれかに該当する者。
 - ア 専門研修課程Ⅰと専門研修課程Ⅱの両方を修了した者。
 - イ 更新研修（実務経験者対象）を修了した者。
- ⑥ 次のアからエのいずれかに該当する者。
 - ア 研修申込時点で、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できる）。
 - イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、研修申込時点で、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上であるもの（ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できる）。
 - ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されているもの。
 - エ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者で、都道府県が適当と認めるもの。

Q2 「事前審査」とは何ですか？なぜ受講前に審査するのですか？

A2 事前審査とは、研修審査委員会が本研修の受講申込者から提出された申込書類を確認することで、受講申込者に受講資格（※）があるかを判断し、受講の可否を決定するものです。

本県では、主任介護支援専門員の資質向上を目的として、このような事前審査を行っていますので、ご理解いただきますようお願いします。

なお、研修審査委員会の構成員は、個人情報保護のため非公開となりますのでご了承ください。

※ [上記1Q1](#)に掲げる受講要件のほか、申込書類の内容や体裁が適切であるか、本研修の実施要綱等に記載された事項をすべて踏まえているかを判断します。

Q3 オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？

A3 パソコン (受講者1人につき1台必要です。タブレット、スマートフォンは推奨しません。)、有線又は無線LANによるインターネット環境(LTE通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。)、ヘッドセット等は、ご自身でご準備ください。

厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。

(厚生労働省「[都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き](#)」参照)

2 受講要件の詳細

(1) 受講要件①について

Q 1 「現に介護支援専門員として実務に従事している者」とは何ですか？

A 1 次の（ア）から（キ）のいずれかの事業所等において、サービス計画書の作成業務を行っている者をいいます（平成 18 年 6 月 15 日付け老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照）。

なお、前任の介護支援専門員等、自分以外の者が作成したサービス計画書に基づき、ケアマネジメント業務を行っていた場合は「現に介護支援専門員として実務に従事している者」に該当しません。

（ア）居宅介護支援事業所

（イ）特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

（ウ）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所

（エ）介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）

（オ）介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所

（カ）介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

（キ）介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

※ 短期入所生活介護（ショートステイ）は（ア）～（キ）のいずれにも該当しません。

(2) 受講要件②について

Q 1 研修実施期間中に介護支援専門員証の有効期間が満了しますが、この研修を修了すれば主任介護支援専門員の資格を取得できますか？

A 1 できません。主任介護支援専門員の資格は、有効な介護支援専門員証を所有している方しか保有できず、「介護支援専門員証は失効しているが、主任介護支援専門員の資格は有効である」という状態はあり得ません。よって、研修修了時点より前の時点で介護支援専門員証が有効期間満了により失効した場合、本研修を修了しても主任介護支援専門員の資格を取得することはできず、無効（本研修を修了していないものとみなされること）になります。

Q 2 この研修を修了すれば介護支援専門員証を更新できますか？

A 2 できません。本研修を修了しても、介護支援専門員証を更新するための研修の受講は免除されません。別途、専門研修（専門研修課程Ⅱ）又は更新研修（実務経験者対象・専門研修課程Ⅱ）のいずれかを受講してください。

なお、当該研修の申込期限が過ぎていた場合、他の都道府県に受講地変更できることがありますので、受講を希望する都道府県に、申込みできるかご自身でご確認ください。申込可能である場合、以下の本県ホームページから電子申請又は書面申請により、受講地変更の手続きを行ってください。同時に、別途、受講申込手続きをご自身で行ってください。

※ 電子申請の場合、添付書類の画像データ等を送信できないときは、添付書類のみ郵送、FAX 又は電子メールにより提出できます。書面申請の場合、申請書をダウンロードのうえ必要事項を記載し、郵送、FAX 又は電子メールにより申請書と添付書類を提出してください。

山形県ホームページトップ>県政情報>オンライン県庁>県への申請・届出
>やまがた e 申請（電子申請・施設予約サービス）ポータルサイト
>電子申請>山形県
>[介護支援専門員研修 受講地変更願（山形県から他都道府県へ）](#)



本研修を受講すれば介護支援専門員証を更新できると誤認した結果、介護支援専門員証も主任介護支援専門員資格も失効してしまったケースが発生しています！この場合、介護支援専門員再研修を受講・修了し、介護支援専門員証を新たに取得しなければ、介護支援専門員として実務に従事することができません。さらに、その後、主任介護支援専門員研修を受講・修了し、再び主任介護支援専門員の資格を取得するには5年程度かかります。

次の場合、事業所の管理者要件に関する取扱いや事業所の運営等については、事業所を所管する市町村にご相談ください。

・居宅介護支援事業所の管理者になろうとする者が、何らかの理由により、主任介護支援専門員研修を受講・修了していない又はできないために、主任介護支援専門員の資格を取得できない場合

※ 法令上、都道府県には事業所の指定・指導権限がなく、ご相談いただいても対応できません。

(3) 受講要件③について

Q 1 研修実施期間中に主任介護支援専門員資格の有効期間が満了するのですが、この研修を修了すれば更新できますか？

A 1 できません。本研修は、主任介護支援専門員の資格を新たに取得するための研修ですので、すでに有効な主任介護支援専門員資格をお持ちの方は、本研修を受講できません。研修申込時点で主任介護支援専門員の資格が有効な方は、主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

(4) 受講要件④について

Q 1 担当事例の提出方法や記載方法について教えてください。

A 1 詳細については、本研修の実施要綱、様式 3-1 から 3-3 及び「受講申込み提出書類のチェックシート」記載事項を十分にご確認ください。

なお、申込みいただいた提出事例に個人情報が記載されている場合、申込みを受け付けることができませんので、個人情報はすべて記号化してください。

※ 「個人情報」とは、個人（担当者（申込者自身）、利用者及び家族等）の氏名、住所、事業所・施設・病院等関係機関の名称といった、個人や機関を特定できる情報のことです。申込者の中には、「自分の名前は個人情報ではないと思ったから、記号化しなかった」という方が散見されますが、ご自身の氏名も個人情報ですので、記号化されていなければ申込みは受け付けできません。

※ 記号化は、次の(例)にならって行ってください。

- (例) ・山田さん⇒Aさん（イニシャルのYさんとする、個人を特定しうるため×）
・山形県山形市⇒A県B市（イニシャルのY県Y市とする、住所を特定しうるため×）
・山形県立中央病院⇒A病院（イニシャルのY県立C病院とする、機関を特定しうるため×）

Q 2 「研修審査委員会」とは何ですか。

A 2 ケアマネジメントに関する有識者で構成される委員会のことで、[上記1 Q 2](#)の「事前審査」を行っています。

Q 3 「自立支援に資するケアマネジメントが実践できている」と認める基準は何ですか。

A 3 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日付け 老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）で示された課題分析標準項目を基準としています。基準の詳細については、申込書類の様式 3-3 「自己点検表」記載事項を十分にご確認ください。

※ 申込書類は、申込期間中のみ研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会ホームページに掲載しています。

山形県老人福祉施設ホームページトップ>研修案内
>[介護支援専門員実務経験者対象研修](#)



Q 4 提出事例が審査基準に達しなかったとして受講不許可になりました。居宅介護支援事業所の管理者になるため、主任介護支援専門員の資格が近日中に必要です。どうしたらいいですか。

A 4 受講不許可となった場合で、どうしても近日中に主任介護支援専門員の資格が必要であるときは、他の都道府県に受講地変更できることがありますので、受講を希望する都道府県に、申込みできるかご自身でご確認ください。申込可能である場合、以下の本県ホームページから電子申請又は書面申請により、受講地変更の手続きを行ってください。同時に、別途、受講申込手続きをご自身で行ってください。

※ 電子申請の場合、添付書類の画像データ等を送信できないときは、添付書類のみ郵送、FAX 又は電子メールにより提出できます。書面申請の場合、申請書をダウンロードのうえ必要事項を記載し、郵送、FAX 又は電子メールにより申請書と添付書類を提出してください。

山形県ホームページトップ>県政情報>オンライン県庁>県への申請・届出
>やまがた e 申請（電子申請・施設予約サービス）ポータルサイト
>電子申請>山形県
>[介護支援専門員研修 受講地変更願（山形県から他都道府県へ）](#)



なお、本研修は、レポート審査に合格しなければ修了することができません。よって、審査に合格するまで、主任介護支援専門員の資格も取得することができません。レポート審査に合格するまで、レポート課題を繰り返し提出しなければならず、特定の期日までに主任介護支援専門員の資格が必要な場合、当該期日までにレポート審査に合格できなかったがために、主任介護支援専門員資格も取得できなかったという事態にならないよう、レポート内容を事前に複数人でチェックのうえご提出ください。

次の場合、事業所の管理者要件に関する取扱いや事業所の運営等については、事業所を所管する市町村にご相談ください。

・居宅介護支援事業所の管理者になろうとする者が、何らかの理由により、主任介護支援専門員研修を受講・修了していない又はできないために、主任介護支援専門員の資格を取得できない場合

※ 法令上、都道府県には事業所の指定・指導権限がなく、ご相談いただいても対応できません。

(5) 受講要件⑤について

Q 1 新たに専門研修課程 I・II か更新研修（実務経験者対象）を受講しなければいけませんか？

A 1 過去に（ア）専門研修課程 I と専門研修課程 II、又は（イ）更新研修（実務経験者対象）のいずれかを受講・修了したことがあれば、いずれも新たに受講する必要はありません。ただし、更新研修（実務未経験者対象）又は再研修を受講・修了したことがある方で、その修了後に（ア）と（イ）のいずれも受講・修了したことがない方は、新たに（ア）又は（イ）を受講する必要があります。

Q 2 専門研修課程 I・II と更新研修（実務経験者対象）のどちらを受講するといいですか？

A 2 実務経験が3年以上あり、現に介護支援専門員として勤務している方は、専門研修課程 I と専門研修課程 II を受講してください。

介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する、実務経験が1日以上ある方は、更新研修（実務経験者対象）を受講してください（現に介護支援専門員として勤務している必要はありません）。

なお、受講申込前に、本県及び研修実施機関ホームページに掲載している実施要綱及び受講要件に関する Q&A を必ずご確認ください。

※ 実施要綱は、研修申込期間中のみの掲載となります。

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>実務経験者対象（専門1・専門2・主任・主任更新）
>[介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）について](#)



Q 3 専門研修課程 I・II 又は更新研修（実務経験者対象）を修了する見込みがあれば、この研修を受講できますか？

A 3 修了見込みでは受講できません。本研修の申込時点までに（ア）専門研修課程 I と専門研修課程 II、又は（イ）更新研修（実務経験者対象）のいずれかを修了してください。

Q 4 専門（更新）研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか？

A 4 修了証書は再発行できませんので、絶対に紛失しないよう大切に保管してください。

（6）受講要件⑥（ア～エ 共通事項）について

Q 1 「専任」とは何ですか？

A 1 常勤専従の介護支援専門員として実務に従事していることをいいます。

「常勤」とは、事業所における勤務時間が、当該事業所で定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数（最短でも32時間以上を基本とする）に達していることをいい、「専従」とは、サービス提供時間帯（その事業所での勤務時間帯）を通じて当該サービス以外の職務に従事していないことをいいます（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」平成11年9月17日付け老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知参照）。

よって、非常勤としての従事期間や他の業務と兼務した期間（居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は除く）は、従事期間として通算できません。

※ 居宅介護支援事業所以外の事業所の管理者との兼務期間は、算定できません。

※ 専任であるか兼務であるかについては、勤務先との雇用契約上の雇用形態をご確認ください。本県及び研修実施機関にお問い合わせいただいても、雇用形態までは把握できかねるため対応いたしかねますのでご了承ください。

Q 2 管理者として従事した期間は算定できますか？

A 2 居宅介護支援事業所の管理者として、サービス計画書の作成業務を行っていれば算定できますが、管理者を専任していた（管理業務のみ行っていた）場合は、算定できません。また、居宅介護支援事業所以外の事業所の管理者との兼務期間は、算定できません。

Q 3 地域包括支援センターに保健師や社会福祉士など、介護支援専門員以外の職名で配置された期間は算定できますか？

A 3 実態として、専任の介護支援専門員として実務に従事していたことを申込書類の様式2（実務経験証明書）により証明できる場合は、算定できます。

※ 様式2（実務経験証明書）により証明できるかどうか（実態が専任の介護支援専門員であったかどうか）について、本県及び研修実施機関にお問い合わせいただいても、把握できかねるため対応いたしかねます。このことについては、勤務先担当者（実務経験証明書の記入担当者）にご確認ください。

※ 申込書類は、申込期間中のみ研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会ホームページに掲載しています。

山形県老人福祉施設ホームページトップ>研修案内

>[介護支援専門員実務経験者対象研修](#)



Q 4 従事期間は、継続した期間でなければいけませんか？

A 4 継続している必要はありません。各事業所での従事期間を合算してください。ただし、複数の事業所における従事期間が重複している場合、いずれか1つの事業所における従事期間のみを算定してください。

Q 5 介護支援専門員証が失効する前の従事期間は算定できますか？

A 5 できます。本研修は主任介護支援専門員の資格を取得するための研修ですので、算定対象となるのは現在の介護支援専門員証に基づく従事期間に限られません。ただし、現在お持ちの介護支援専門員証は有効である必要があります。

Q 6 閉鎖された事業所における実務経験はどうやって証明したらいいですか？

A 6 研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会（TEL 023-666-8506）に直接ご確認のうえ、例えば、次の方法等で証明書類を提出してください。

※ 次の方法はあくまで例です。例示以外の方法による証明が可能であるかについては、研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会（TEL 023-666-8506）にお尋ねください。

《事業所が廃業した場合の例》

- ・旧経営者が出勤簿等を保管している場合、旧経営者が証明した様式2（実務経験証明書）を提出する（事業所が閉鎖したことがわかる書類（閉鎖事項証明書や、新聞記事又はネットニュースに取り上げられた場合はその記事 等）も添付すること）。
- ・当時の辞令書や雇用契約書、給与明細書等の写しを提出する。

※いずれも対応できない場合は、勤務当時の市町村介護保険主管課にて実務経験を確認のうえ証明いただけるかご相談ください。

《事業所が統合された場合の例》

- ・労働者名簿、賃金台帳等を引き継いだ統合先の事業所が証明した様式2（実務経験証明書）を提出する（統合したことがわかる旨記載すること）。

(7) 受講要件⑥イについて

Q 1 ケアマネジメントリーダー養成研修を受講したいです。

A 1 ケアマネジメントリーダー養成研修は、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成 18 年 6 月 15 日付け老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知）において廃止されたため、平成 18 年度以降は全国的に実施されておられません。ただし、平成 14 年度から平成 17 年度まで実施していた本県ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方で、専任の介護支援専門員としての従事期間が通算して 3 年（36 か月）以上ある方は本要件に該当します。

Q 2 「認定ケアマネジャー」とは何ですか？

A 2 日本ケアマネジメント学会が、ケアマネジャーの資質向上を目的として平成 15 年度から創設・認定している資格（国家資格ではありません。）です。詳しくは、日本ケアマネジメント学会ホームページ（<http://www.jscm.jp/shikaku/>）をご確認ください。

Q 3 「認定ケアマネジャー」を更新していませんが、受講できますか？

A 3 有効期間が満了している場合、認定ケアマネジャーの資格は喪失していますので、この要件では受講できません。認定ケアマネジャーの資格は 5 年ごとの更新制ですので、ご自身の有効期間をご確認ください。

ご自身の有効期間がご不明な方は、日本ケアマネジメント学会（<http://www.jscm.jp/shikaku03/>）にお問合せください。

(8) 受講要件⑥ウについて

Q 1 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは何ですか？

A 1 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者のうち、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有するものをいいます（「地域包括支援センターの設置運営について」平成 18 年 10 月 18 日付け老計発第 1018001 号厚生労働省老健局計画課長通知参照）。

(9) 受講要件⑥エについて

Q 1 「都道府県が適当と認めるもの」とは何ですか？

A 1 次の（ア）及び（イ）の両方に該当する者をいいます。

（ア）介護支援専門員として従事した期間が 5 年（60 か月）以上である者。

（イ）現に行政機関又は地域包括支援センターに所属しており、介護支援専門員又は主任介護支援専門員に対し指導実績がある者のうち、市町村長が推薦する者。

Q 2 「都道府県が適当と認めるもの」であることは誰が証明するのですか？

A 2 推薦者である市町村長です。証明が必要な方は、市町村介護保険主管課窓口にご確認ください。

!!付録!! 「こんなときは、受講できないことがあります！」

事例1 提出した担当事例やその他申込書類に、申込者本人以外の個人情報に記載されている。

対策 担当事例に登場する個人、団体等に関する個人情報（利用者の氏名、利用者の家族・親族氏名、担当者氏名、医療機関名称、サービス事業所名称、インフォーマルサービス機関名称 等）や添付書類に記載された個人情報（受講要件の確認等に必要のない個人氏名等）は、すべて記号化（例：利用者A氏、長男B氏、C医療機関 等）してください。

※ 個人情報保護への配慮は、介護支援専門員として当然のことであり、他の介護支援専門員に対する指導・助言や事業所における人材育成・業務管理を行う主任介護支援専門員につきましては言うまでもありません。提出前に、個人情報がすべて記号化されているか必ず確認してください。

事例2 提出した担当事例が様式3-3（自己点検表）記載の審査基準を満たしていない。

対策 申込書類の様式3-3（自己点検表）で必ず自己点検をしてから提出してください。自己採点の合計点数及び必須項目のみの合計点数が一定の基準を満たさなかったり、必須項目に×が1つでもあったり、個人情報が記号化されていなかったりした場合、受講できません。

事例3 提出した担当事例が訪問型B・C又は通所型B・Cにおける事例である。

対策 総合事業のうち、B型やC型でのサービス事例（事業者の指定を受けていないサービス種におけるケアマネジメント事例）は、要介護認定に関する調査が行われない事例であることから、研修実施機関が求める提出事例に係る添付書類をすべてそろえることができません。このことから、これらのサービス事例は事前審査することができず、提出いただいても受講不可となることがあります。

事例4 申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。

対策 次のような場合は申込期限を過ぎてからの申込とみなされるため、申込を受け付けることができません。申込期限までに、手続き漏れのないよう申込をしてください。

- (例) ・郵送した申込書類が、申込期限の翌日に研修実施機関に配達された。
・インターネット申込は申込期限までに行ったが、申込書類の郵送をしなかった。
・申込期限に間に合わないと思い、FAXや持ち込みで申し込んだ。

事例5 提出事例がモデルケースに基づいて作成されている（実際に担当した事例ではない）。他者が作成したものを事例として提出している。

対策 提出した事例が、次のように実際に自ら担当した事例ではない場合、申込を受け付けることができません。万が一、受講決定後、又は研修修了後に実際に自ら担当した事例ではないことが判明した場合、受講又は修了を取り消します。その結果、主任介護支援専門員の資格を取得できなくなったとしても、自己責任です。

- (例) ・提出した事例が、市販のテキストに掲載されている演習問題等の、モデルケースについて作成されたもので、現実に自ら担当したものではない。
・提出した事例が、前任の介護支援専門員や過去に主任介護支援専門員研修を受講したことのある者等、他者が作成したものである。
・提出した事例が、前任の介護支援専門員等から引き継いだケアプラン等に基づいてケアマネジメント業務を行った事例であり、自らはケアプラン等を作成していない。